

防整技第 1 8 6 3 8 号
3 0 . 1 1 . 3 0

各地方防衛局長 殿

整備計画局長
(公印省略)

各課関連業務の分担について（通知）

標記について、別添のとおり定め、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各課関連業務の分担について（防整技第 1 5 5 4 7 号。2 7 . 1 0 . 1）は、平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日限りで廃止する。

添付書類：各課関連業務の分担

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

各課関連業務の分担

項目	内 容	建 築	土 木	設 備	備 考
(1) 給 水 工 事	(A) 取水施設		○		
	(B) 貯水槽、ろ過装置、 滅菌装置等		○		
	(C) ポンプ室	○			附帯設備は除く。
	(D) 給水ポンプ機械 設備		○		建物内部（ポンプ室を除く） に設置する場合は設備課。
	(E) 屋外給水配管		○		建物に引き込む直前バルブ まで。屋外受水槽を含む。
	(F) 屋内給水配管			○	建物に引き込ませる直前バルブ までの配管（バルブは 土木課）。ただし、建物躯体 と一体型の水槽は建築課。
	(G) 屋外消火設備		○		消火栓、ポンプ、水槽。
	(H) 屋内消火設備			○	消火栓、ポンプ、水槽。た だし、建物躯体と一体型の 水槽は建築課。
	(I) 独立高架水槽		○		
	(J) 屋内雨水利用設備			○	ポンプ、配管、濾過設備及 び水槽。 ただし、建物躯体と一体型 の水槽は建築課。
(2) 排 水 工 事	(A) し尿浄化槽		○		
	(B) し尿浄化槽上家	○			
	(C) 構内外雨水排水		○		建物周辺の雨水排水。た だし、建物から第1樹等ま でのつなぎ込みまでは建築 課。
	(D) 建物外排水		○		
	(E) 建物内排水			○	第1樹等の配管まで。た だし、床排水は建築課。
	(F) ポンプ室（建物）	○			
	(G) 屋外排水ポンプ		○		ポンプ室（建物）内に係 るものを含めていう。
	(H) 屋内排水ポンプ			○	一般建物内に係るものを いう。
	(I) 排水処理施設		○		

項目	内 容	建 築	土 木	設 備	備 考
(3) 燃 料 施 設	(A) 屋外タンク貯蔵所		○		地中式、覆土式を含む。ただし、横置型タンクは設備課。
	(B) 屋内タンク貯蔵所、 地下タンク貯蔵所			○	
	(C) 構内外配管及び機械 設備			○	海底パイプは土木課。
	(D) フィリングスタンド			○	上家は建築課、舗装は土木課。
	(E) ガソリンスタンド			○	地下貯油槽を含む。ただし、 上屋は建築課、舗装及び排水 施設は土木課。
	(F) 泡消火施設		○		屋内タンク貯蔵所は設備 課。
(4) 屋配 外管 熱設 源備	(A) 屋外地下ダクト		○		
	(B) 熱源配管			○	
(5) 鉄 塔	(A) 通信鉄塔				
	a 独立式鉄塔	○			
	b 支線式鉄塔			○	
	c 空中線			○	給電線、避雷設備等を含む。
	(B) その他の鉄塔	○			
(6) 射 場	(A) 覆道式射場	○			
	(B) その他の射場		○		
(7) 火 薬 庫	(A) 実包火薬庫	○			進入路は土木課。
	(B) 地上式 1 級火薬庫、 煙火火薬庫	○			土塁、ずい道及び進入路は 土木課。
	(C) 地上覆土式 1 級火薬 庫、地中式 1 級火薬 庫		○		内構は建築課、附帯設備は 設備課。

項目	内 容	建 築	土 木	設 備	備 考
(8) その他	(A) 外柵及び内柵		○		屋外地上変台の柵は設備課。
	(B) 塀	○			
	(C) 流し、吊り戸棚、ガス台、浴室ユニット、シャワーユニット	○			レンジフード、業務用厨房機器は設備課。
	(D) ガス湯沸器			○	
	(E) 屋内床舗装（航空機、車両用）		○		
	(F) 飛行場灯火施設のケーブル用管路灯火基礎		○		小規模の場合は設備課。
	(G) バリヤ関係基礎		○		
	(H) 造園植樹		○		屋上緑化は建築課。
	(I) 焼却炉			○	
	(J) 屋外プール		○		配管及び循環濾過装置は設備課。
	(K) 屋内プール	○			配管及び循環濾過装置は設備課。
	(L) ボラード（車両進入防止装置）			○	